

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

平成24年度において、県土整備部の公の施設で指定管理者に管理を行わせた施設は次の10施設です。

これらの施設について、指定管理者制度に関する取扱要綱に基づき、平成24年度分の管理状況を報告します。

さらに、平成24年度をもって指定期間が終了した県営都市公園（5施設）について、同要綱に基づき、指定期間全体の管理の実績に関する評価結果を併せて報告します。

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間	報告内容	
			H24年度 管理状況	全期間 評価
三重県 流域下水道施設	公益財団法人三重 県下水道公社	H21.4.1~H26.3.31	○	
県営都市公園 北勢中央公園	岩間造園株式会社	H20.4.1~H25.3.31	○	○
県営都市公園 鈴鹿青少年の森	東海美松園グループ	H20.4.1~H25.3.31	○	○
県営都市公園 亀山サンシャインパーク	大島造園土木株式 会社	H20.4.1~H25.3.31	○	○
県営都市公園 大仏山公園	有限会社太陽緑地	H20.4.1~H25.3.31	○	○
県営都市公園 熊野灘臨海公園	紀伊長島クリエーション 都市開発株式会社	H21.4.1~H25.3.31	○	○
三重県営住宅 ＜北勢ブロック＞	三重県北勢地区管 理事業共同体	H21.4.1~H26.3.31	○	
三重県営住宅及び三重 県特定公共賃貸住宅 ＜中勢・伊賀ブロック＞	伊賀南部不動産事 業協同組合	H21.4.1~H26.3.31	○	
三重県営住宅及び三重 県特定公共賃貸住宅 ＜南勢ブロック＞	三重県南勢地区管 理事業共同体	H22.4.1~H26.3.31	○	
三重県営住宅 ＜東紀州ブロック＞	三重県南勢地区管 理事業共同体	H22.4.1~H26.3.31	○	

■指定管理者の自己評価の基準

評価項目1の評価：

- 「A」 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価項目2、3の評価：

- 「A」 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 当初の目標を達成している。
- 「C」 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

■県の評価の基準

- 「+」 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」 (空白) 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成24年度分> (概要)

施設の名称	三重県流域下水道施設			県営都市公園 北勢中央公園				
指定管理者の名称	公益財団法人三重県下水道公社			岩間造園株式会社				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 流域下水道の機械施設及び電気施設の操作に関する業務 流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園施設のうち野球場、テニスコートの利用の許可 公園の利用の促進 その他の業務 				
主な成果目標及び実績	内容		目標	実績	内容		目標	実績
	目標放流水質 (最大値) 【北部浄化センター】	BOD	8.0mg/l	4.4mg/l	年間公園利用者数	230,000人	231,271人	
		COD	12.0mg/l	15.0mg/l	年間利用料金収入	8,600,000円	8,222,080円	
汚泥含水率 【北部浄化センター】		76.0%以下	74.1%					
評価項目と内容	H23		H24		H23		H24	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		A	—	B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	B		B		B		B	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の運転管理を適切に行い、良好な放流水質を確保し、ライフラインとしてのセーフティネットを確保した。 下水道の普及啓発のため、見学者を積極的に受け入れた。 放流水質及び汚泥含水率の成果目標を概ね達成した。 <p>以上のことから、いずれの評価項目についても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p> <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化に伴う維持管理費等の増加が予想されることから、適切な維持管理によるコスト削減及び施設の延命化を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設及び植物の管理を適切に行った。 積極的にイベントを実施して公園の利用促進を図るとともに、ホームページで施設の予約状況を案内するなど利便性を向上させた。 年間利用料金収入及び年間公園利用者数の成果目標を概ね達成した。 <p>以上のことから、いずれの評価項目についても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p> <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標を達成していくため、利用者拡大に向けたさらなる取組の実施を期待する。 遊具等の施設の老朽化が進んでおり、利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成24年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 鈴鹿青少年の森			県営都市公園 亀山サンシャインパーク				
指定管理者の名称	東海美松園グループ			大島造園土木株式会社				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	年間公園利用者数	260,000人	282,032人	年間公園利用者数	780,000人	819,176人		
評価項目と内容	H23		H24		H23		H24	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		A	-	A	-
2 施設の利用状況	B		B		A	-	B	
3 成果目標及びその実績	C	+	B		B		B	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設及び植物の管理を適切に行った。 積極的なイベントの実施及びケーブルテレビを活用した広報により公園の利用促進を図るとともに、炊飯場の予約をホームページで受け付けるなど利便性を向上させた。 年間公園利用者数の成果目標を達成した。 <p>以上のことから、いずれの評価項目についても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p>				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設及び植物の管理を適切に行ったものの、特に優れた実績を上げたとはまでは言えず、「管理業務の実施状況」をマイナス評価とした。 公園利用者及び地域住民から意見を聞き、積極的に管理計画に取り入れるとともに、ボランティア団体と協力して公園づくりに取り組んだ。また、年間公園利用者数の成果目標を達成したことから、「施設の利用状況」及び「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 			
	<p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標を達成していくため、利用者拡大に向けたさらなる取組の実施を期待する。 遊具等の施設の老朽化が進んでおり、利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 				<p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標を達成していくため、利用者拡大に向けたさらなる取組の実施を期待する。 遊具等の施設の老朽化が進んでおり、利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成24年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 大仏山公園			県営都市公園 熊野灘臨海公園				
指定管理者の名称	有限会社太陽緑地			紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園施設のうち野球場、テニスコート及びゲートボール場の利用の許可 公園の利用の促進 その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	年間公園利用者数	210,000人	203,502人	年間公園利用者数	850,000人	866,766人		
	年間利用料金収入	5,000,000円	4,543,990円					
評価項目と内容	H23		H24		H23		H24	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		A	-	A	-
2 施設の利用状況	B		C	+	A	-	A	-
3 成果目標及びその実績	B	-	B	-	B		B	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 年間公園利用者数が目標に対し96.9%の達成率となり、概ね目標を達成したことから、「施設の利用状況」をプラス評価とした。 年間公園利用者数の実績が成果目標に対し96.9%とわずかに及ばなかったことに加え、年間利用料金収入の実績が成果目標に対し90.9%の達成率となり、目標を達成したとは言えないことから、「成果目標及びその実績」をマイナス評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標を達成していくため、利用者拡大に向けたさらなる取組の実施を期待する。 遊具等の施設の老朽化が進んでおり、利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設及び植物の管理を適切に行ったものの、特に優れた実績を上げたとは言えず、「管理業務の実施状況」をマイナス評価とした。 年間公園利用者数が目標に対し102.0%の達成率となり、目標を達成したが、平成23年度と比較し利用者が減少しており、また達成率が特に優れた実績を上げたとは言えず、「施設の利用状況」をマイナス評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 公園利用者を増やすため、公園内のレジャー施設及びスポーツ施設についての積極的な情報発信及び地元住民の利用拡大を期待する。 海に面した地域であり、津波対策が喫緊の課題である。関係機関と連携して避難計画を整備するなど安心して利用できる環境づくりを期待する。 遊具等の施設の老朽化が進んでおり、利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成24年度分> (概要)

施設の名称	三重県営住宅(北勢ブロック)			三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(中勢・伊賀ブロック)				
指定管理者の名称	三重県北勢地区管理事業共同体			伊賀南部不動産事業協同組合				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務(県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務(県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均4.5回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均8.0回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕等に1時間以内に対応		
評価項目と内容	H23		H24		H23		H24	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	A		A		A		A	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <p>・巡回パトロールや「御意見はがき」の配布により入居者の要望等を的確に把握し、対応したことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。</p> <p>・建物等の点検確認及び緊急対応(迅速かつ誠実な対応)の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて85%の入居者が迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。</p> <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <p>・アンケートにおいて88%の入居者が「住みやすい」と回答しており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。</p>				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <p>・巡回パトロールや意見箱の設置により入居者の要望等を的確に把握し、対応したことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。</p> <p>・建物等の点検確認は目標である毎月2回以上を大幅に上回る月平均8.0回を実施している。また、緊急対応(迅速かつ誠実な対応)の成果目標も達成するとともに、アンケートにおいて80%の入居者が迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。</p> <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <p>・アンケートにおいて87%の入居者が「住みやすい」と回答しており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。</p>			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成24年度分> (概要)

施設の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 (南勢ブロック)			三重県営住宅(東紀州ブロック)				
指定管理者の 名称	三重県南勢地区管理事業共同体			三重県南勢地区管理事業共同体				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務(県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務(県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 				
成果目標 及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.5回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.0回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕等に1時間以内に対応		
評価項目 と内容	H23		H24		H23		H24	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の 実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用 状況	B		B		A		A	-
3 成果目標及 びその実績	A		A		A		A	
県の総括的な 評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回パトロールや意見箱の設置により入居者の要望等を的確に把握し、対応したことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。 ・建物等の点検確認及び緊急対応(迅速かつ誠実な対応)の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて88%の入居者が迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおいて89%の入居者が「住みやすい」と回答しており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回パトロールや意見箱の設置により入居者の要望等を的確に把握し、対応したことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。 ・実績入居率が91.3%となり、平成23年度と比較し入居率が低下しており、また入居率が特に優れた実績を上げたとは言えず、「施設の利用状況」をマイナス評価とした。 ・建物等の点検確認及び緊急対応(迅速かつ誠実な対応)の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて88%の入居者が迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおいて89%の入居者が「住みやすい」と回答しており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<全期間評価> (概要)

施設の名称	県営都市公園 北勢中央公園						県営都市公園 鈴鹿青少年の森					
指定管理者の名称	岩間造園株式会社						東海美松園グループ					
指定の期間	平成20年4月1日～平成25年3月31日						平成20年4月1日～平成25年3月31日					
評価項目	H20		H21		H22		H20		H21		H22	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
管理業務の実施状況	A	-	B		B		B		B		B	+
施設の利用状況	B	+	B	+	B	+	B		B		B	
成果目標及びその実績	A		B		B		C	+	C	+	C	+
	H23		H24				H23		H24			
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価			指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価		
管理業務の実施状況	A	-	B				B		B			
施設の利用状況	B		B				B		B			
成果目標及びその実績	B		B				C	+	B			
指定期間全体の県の総括評価	<p>・指定の期間を通じ、年間公園利用者数及び年間利用料金収入の成果目標を概ね達成した。</p> <p>・イベントを実施して集客の拡大を図るとともに、ホームページで施設の予約を受け付けるなど利用者の利便性を向上させた。</p> <p>・他県で指定管理者として施設を管理しており、蓄積されたノウハウを活用するとともに、スケールメリットを生かして効率的かつ効果的な管理を実施した。</p> <p>・過去5年間を振り返って、年間公園利用者数及び年間利用料金収入の成果目標を概ね達成したが、今後も成果目標を達成するため、これまで以上に利用者拡大に向けた取組を実施していく必要がある。</p>						<p>・指定の期間を通じ、年々着実に利用者数が増加しており、平成24年度は年間公園利用者数の成果目標を達成した。</p> <p>・ホームページで施設の予約を受け付けるとともに、利用しやすい場所に受付事務所を移設するなど利用者の利便性を向上させた。</p> <p>・過去5年間を振り返って、年間公園利用者数は着実に増加しており、今後も成果目標を達成するため、これまで以上に利用者拡大に向けた取組を実施していく必要がある。</p>					

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<全期間評価> (概要)

施設の名称	県営都市公園 亀山サンシャインパーク						県営都市公園 大仏山公園					
指定管理者の名称	大島造園土木株式会社						有限会社太陽緑地					
指定の期間	平成20年4月1日～平成25年3月31日						平成20年4月1日～平成25年3月31日					
評価項目	H20		H21		H22		H20		H21		H22	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
管理業務の実施状況	B		A	—	A	—	B		B		B	
施設の利用状況	A	—	A		A		B		C	+	C	+
成果目標及びその実績	A	—	B		B		B		B		A	—
	H23		H24				H23		H24			
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価			指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価		
管理業務の実施状況	A	—	A	—			B		B			
施設の利用状況	A	—	B				B		C	+		
成果目標及びその実績	B		B				B	—	B	—		
指定期間全体の県の総括評価	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の期間を通じ、年間公園利用者数の成果目標を達成した。 ・地域住民との対話を重視し、地元の意見を積極的に取り入れる取組を行うとともに、ホームページで施設の予約を受け付けるなど利用者の利便性を向上させた。 ・他県で指定管理者として施設を管理しており、蓄積されたノウハウを活用するとともに、スケールメリットを生かして効率的かつ効果的な管理を実施した。 ・過去5年間を振り返って、年間公園利用者数の成果目標を達成したが、今後も成果目標を達成するため、これまで以上に利用者拡大に向けた取組を実施していく必要がある。 						<ul style="list-style-type: none"> ・年間公園利用者数については、平成22年度に成果目標を達成したが、年間利用料金収入については、指定の期間を通じ、成果目標を達成できなかった。 ・イベントを実施して集客の拡大を図るとともに、ホームページで施設案内を行うなど利用者の利便性を向上させた。 ・テニスコートの砂入り人口芝のコートへの改修に伴い、新たにポイントカードサービスを導入するなど、サービス向上に努めた。 ・過去5年間を振り返って、年間公園利用者数及び年間利用料金収入の成果目標を十分には達成することができなかったことから、利用者拡大に向け、自主事業の充実や利便性の向上など利用者満足度を高める取組を実施していく必要がある。 					

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告〈全期間評価〉（概要）

施設の名称	県営都市公園 熊野灘臨海公園					
指定管理者の名称	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社					
指定の期間	平成21年4月1日～平成25年3月31日					
評価項目	H21		H22		H23	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
管理業務の実施状況	A	－	B		A	－
施設の利用状況	B	＋	B		A	－
成果目標及びその実績	B		A	－	B	
	H24		/			
	指定管理者の自己評価	県の評価				
管理業務の実施状況	A	－				
施設の利用状況	A	－				
成果目標及びその実績	B					
指定期間全体の県の総括評価	<p>・指定の期間を通じ、年間公園利用者数の成果目標を達成した。</p> <p>・自然豊かな地域の特色を生かしたイベントの開催を着実にっており、利用者の獲得に結び付いている。</p> <p>・指定管理開始当初は報告の遅延や意思疎通が不十分なところがあったが、県から指導を行い、徐々に改善した。特に危機管理の面においては、緊急連絡体制の整備等に積極的に取り組み、現在の防災活動への意識付けへとつながっている。</p> <p>・今後、高速道路が延伸されることから、積極的な広報活動を行い、新規利用者を開拓していく必要がある。そのためには、紀北町の観光政策や地域の観光団体との連携を深めることが重要であり、関係機関をさらに巻き込んだ意欲的な取組を期待する。</p>					

三重県流域下水道施設に係る指定管理候補者の選定状況について

1 概要

三重県流域下水道施設の平成26年度以降の指定管理者を選定するため、三重県流域下水道条例に基づき、外部の有識者による指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を審査する手続きを進めています。

※指定管理候補者は非公募（平成25年三重県議会定例会2月定例会で説明）

2 選定委員（順不同・敬称略）

委員長	田中 正明	（四日市大学環境情報学部教授）
委員長代理	矢野 知宏	（地方共同法人日本下水道事業団東海総合事務所次長）
委員	前田 久美子	（税理士）
委員	塩津 ゆりか	（愛知大学経済学部准教授）
委員	阿形 次基	（公募委員）

3 進捗状況及び審議内容

9月6日 第1回選定委員会の開催
・指定管理者制度の概要、選定の考え方及び施設概要の説明
・審査基準の決定

9月17日 公益財団法人三重県下水道公社へ申請要項を送付

10月2日 公益財団法人三重県下水道公社から申請書提出

4 今後の予定

(1) 審査

10月18日に開催予定の第2回選定委員会において、申請者に対しヒアリングを実施したうえで、総合的に審査し、指定管理者として適当かどうかを決定します。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定します。

(2) 指定管理者の指定

平成25年三重県議会定例会11月定例会において、議会の議決を経た後、新しい指定管理者を指定します。

(3) 協定締結

平成26年3月に新しい指定管理者と協定を締結します。

(4) 新しい指定管理者による指定管理期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間

三重県流域下水道施設指定管理者審査基準

【審査基準】

○事業計画の内容が、流域下水道の適切な管理を図ることができるものであるか。

- ① 管理運営の基本的方針が適切で、効率的で安全、かつ実現性のある管理ができるものとなっているか。
- ② 見学者等への対応は適切なものとなっているか。
- ③ 情報の保護管理は適切なものとなっているか。
- ④ 情報の発信が適切に行われているか。

○事業計画の内容が、流域下水道の効用を最大限に発揮することができるものであるか。

- ① 放流水質への管理が適切に行われるものとなっているか。
- ② 周辺への配慮は適切なものとなっているか。
- ③ 施設の管理、保守点検等が適切なものとなっているか。
- ④ 安全管理体制が確立されているか。
- ⑤ 災害等緊急時の対応が適切に行われるものとなっているか。

○事業計画の内容が、流域下水道の管理に係る経費の縮減を図るものであるか。

- ① 事業計画及び収支予算計画は適切か。
- ② 経費の縮減に向けた取組や工夫がなされているか。

○指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているか。

- ① 業務を適切に実施できる組織・人員体制となっているか。
- ② 指定期間内に安定的に事業を継続できる財務体質を有しているか。

(概要版)

三重県流域下水道施設指定管理者事業計画書の要旨

申請者名	公益財団法人三重県下水道公社																																																		
管理運営の基本方針と重点活動方針	<p>私たちは流域下水道施設の特徴を鑑み、「処理水質と経済性のバランスの追求」による住民サービスの向上だけでなく、下水道事業の安定経営のため、県や流域市町への協力、将来的な課題への克服について、「使う」「備える」をキーワードに5つの重点活動方針を掲げ、管理運営を行っていきます。</p> <p>①下水道施設を「無駄なく使う」→省エネルギーの追求など ②下水道施設を「大事に使う」→機器運転計画の見直しなど ③下水道施設を「正しく使う」→利用者への啓発、下水道へ排除する汚水監視 ④下水道施設の「危機に備える」→BCP策定、局地的豪雨への対応等 ⑤下水道施設の「課題の顕在化に備える」→将来的な技術者不足への対応など</p>																																																		
コスト削減目標額	<p>【コスト削減メニューと削減目標額】</p> <table border="1"> <tr> <td>①省エネルギーの追求「池運用の変更」</td> <td>5年間で▲</td> <td>27,300千円</td> </tr> <tr> <td>②省エネルギーの追求「機器稼働条件変更」</td> <td>5年間で▲</td> <td>3,200千円</td> </tr> <tr> <td>③保守点検費の抑制「池運用の変更」</td> <td>5年間で▲</td> <td>31,000千円</td> </tr> <tr> <td>④薬品使用量の削減「PAC注入条件見直し」</td> <td>5年間で▲</td> <td>4,000千円</td> </tr> <tr> <td>⑤薬品仕様の変更</td> <td>5年間で▲</td> <td>17,500千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合計</td> <td>▲ 83,000千円</td> </tr> </table>					①省エネルギーの追求「池運用の変更」	5年間で▲	27,300千円	②省エネルギーの追求「機器稼働条件変更」	5年間で▲	3,200千円	③保守点検費の抑制「池運用の変更」	5年間で▲	31,000千円	④薬品使用量の削減「PAC注入条件見直し」	5年間で▲	4,000千円	⑤薬品仕様の変更	5年間で▲	17,500千円	合計		▲ 83,000千円																												
①省エネルギーの追求「池運用の変更」	5年間で▲	27,300千円																																																	
②省エネルギーの追求「機器稼働条件変更」	5年間で▲	3,200千円																																																	
③保守点検費の抑制「池運用の変更」	5年間で▲	31,000千円																																																	
④薬品使用量の削減「PAC注入条件見直し」	5年間で▲	4,000千円																																																	
⑤薬品仕様の変更	5年間で▲	17,500千円																																																	
合計		▲ 83,000千円																																																	
見学者への対応	<p>下水道は一度流してしまえば、その効用や受益を感じにくい施設のため、今後の安定経営のために、利用者の負担と協力が必要なため、機会をとらえ啓発を実施します。また、将来的な技術者不足が懸念されることから、次世代を担う若者に対し、職業体験の機会を提供し、一人でも多くの方が下水道の分野に興味を持ち、将来技術者として活躍してもらおうようなきっかけづくりにも寄与したいと考えています。</p>																																																		
外部からの侵入者対策	門扉等の解放時間制限、監視カメラでの常時監視などを行います。																																																		
情報の保護、管理、発信	個人情報保護の徹底と情報開示は積極的に実施するとともに、維持管理情報(経費含む)や、ホームページ等を利用した広報活動にも力を入れていきます。																																																		
目標放流水質等達成のための方策	<p>目標放流水質を十分担保する水質での放流に努めます。</p> <p>【目標放流水質】(最大値) 単位:mg/l</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>センター</th> <th>BOD</th> <th>COD</th> <th>SS</th> <th>T-N</th> <th>T-P</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部</td> <td>14</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>12</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>9</td> <td>18</td> <td>9</td> <td>9.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>雲出</td> <td>14</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>17</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>松阪</td> <td>14</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>9.5</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>宮川</td> <td>14</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>9.5</td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>【目標汚泥含水率】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>北部</td> <td>76%以下</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>76%以下</td> </tr> <tr> <td>雲出</td> <td>78%以下</td> </tr> <tr> <td>松阪</td> <td>75%以下</td> </tr> <tr> <td>宮川</td> <td>75%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>汚泥含水率については、施設設計値を基準として、2%程度の年平均含水率を低減し、年間発生汚泥量の削減を行います。</p>					センター	BOD	COD	SS	T-N	T-P	北部	14	18	20	12	1.3	南部	9	18	9	9.0	2.0	雲出	14	18	20	17	1.5	松阪	14	18	20	9.5	0.9	宮川	14	18	20	9.5	0.9	北部	76%以下	南部	76%以下	雲出	78%以下	松阪	75%以下	宮川	75%以下
センター	BOD	COD	SS	T-N	T-P																																														
北部	14	18	20	12	1.3																																														
南部	9	18	9	9.0	2.0																																														
雲出	14	18	20	17	1.5																																														
松阪	14	18	20	9.5	0.9																																														
宮川	14	18	20	9.5	0.9																																														
北部	76%以下																																																		
南部	76%以下																																																		
雲出	78%以下																																																		
松阪	75%以下																																																		
宮川	75%以下																																																		

周辺への配慮	周辺地域に配慮すべき項目を定め、定期的に調査・評価を行っていきます。また、浄化センター周辺の民家、生活環境への影響が懸念されるときは、臭気発生源に消臭剤等使用し、臭気の発生抑制、漏洩防止に努めます。		
各種業務の実 施計画	運転・監視・操作作業は、状況把握、運転方針、操作指示などの技術業務を公社が担当し、決定した運転方法や作業内容等を外注先に指示し、日々の管理を行います。		
	水処理、汚泥処理は密接に関連するため、各種工程で連続監視を行い、こまめに運転調整を行うことで、目標数値を維持するよう管理します。		
	ユーティリティや物品の調達は、安定供給先の確保、調達費用の圧縮については、契約方法等を継続的に見直し、実施していきます。		
	「危機に備える」「正しく使う」という観点から、流域下水道へ汚水を受け入れる接続点において、定期的に採水し、流入汚水の状況把握を行います。異常が確認された場合は、原因究明や再発防止のために、必要に応じ追加調査等の技術協力を行います。 汚泥処理は、全量セメント原料としてリサイクルする計画です。スクリーンで捕捉した「しさ」等のリサイクルできない廃棄物は原則、県内で処理する予定です。		
緊急時の対策	緊急時の対策については、想定される事象毎に行動計画を定め、迅速な対応を行います。		
提案価格	労務単価上昇及び電力会社の契約単価値上げ、消費税率変更を見込んでいます。		
	年度	提案価格(単位千円)	県提示価格(単位千円)
	平成26年度	4,474,441	4,513,887
	平成27年度	4,532,673	4,641,404
	平成28年度	4,638,134	4,687,724
	平成29年度	4,701,961	4,760,846
	平成30年度	4,741,201	4,936,692
	合 計	23,088,410	23,540,553
組織人員	現場施設の運転方法の決定、水質試験による水処理状況の把握、機器の稼働状態の把握などの技術業務及びそれに付随する事務業務はすべて公社職員が担当します。		
	直営する業務、外注する業務の仕分けについては、効率性、危機管理、品質・精度、制約の有無などによる見直しを行い、業務水準が最も高くなる方法を追求していきます。		
	組織の再構築を行い、縮小が見込まれる県派遣職員等のもつ知識や技量の移転、継承を図っていきます。平成30年度までに退職者不補充等により総人員を1割削減します。		

三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅に係る 指定管理候補者の選定状況について

1 概要

三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅の平成26年度以降の指定管理者を選定するため、三重県営住宅条例及び三重県特定公共賃貸住宅条例に基づき、外部の有識者による指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を審査する手続きを進めています。

※指定管理候補者は公募（平成25年三重県議会定例会2月定例会で説明）

2 選定委員（順不同・敬称略）

委員長	中島 喜代子	（三重大学教育学部教授）
委員長代理	黒田 幹雄	（公認会計士・税理士）
委員	新山 勝保	（松阪市建築審査会会長代理）
委員	高橋 恵美子	（三重県介護支援専門員協会会長）
委員	廣島 悦子	（公募委員）

3 進捗状況及び審議内容

7月19日	第1回選定委員会の開催 ・指定管理者制度の概要、選定手順及び施設の概要の説明 ・審査基準及び配点表の決定
8月7日～8月21日	募集要項の配布
8月23日	募集説明会の開催
9月4日～9月12日	申請書の受付

4 申請の状況

	北勢ブロック	中勢伊賀ブロック	南勢ブロック	東紀州ブロック
申請者	鈴鹿亀山不動産事業協同組合	伊賀南部不動産事業協同組合	三重県南勢地区管理事業共同体	三重県南勢地区管理事業共同体
申請数	1団体	1団体	1団体	1団体

5 今後の予定

(1) 審査

10月25日開催予定の第2回選定委員会において、申請者に対しヒアリングを実施したうえで、総合的に審査し、順位を決定します。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、各ブロックの指定管理候補者を選定します。

(2) 指定管理者の指定

平成25年三重県議会定例会11月定例会において、議会の議決を経た後、新しい指定管理者を指定します。

(3) 協定締結

平成26年3月に新しい指定管理者と協定を締結します。

(4) 新しい指定管理者による指定管理期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間

県営住宅及び特定公共賃貸住宅指定管理者審査基準

【第1次審査基準】

審 査 基 準	配 点
1 入居者の平等な利用を確保することができるか	10
2 県営住宅の効用を最大限に発揮することができるか	10
3 県営住宅の管理に係る経費の縮減を図ることができるか	10
4 事業計画に沿った管理を安定して行うために、必要な人員及び財政的基礎を有するか	10
配 点 合 計	40

【第2次審査基準】

審 査 基 準		配 点	
大項目	事業計画書の項目	評 価 基 準	
1 管理業務に当たっての基本方針	(1)管理の理念・方針	公の施設を管理する者としての意欲、責任が感じられるか	20
		運営管理の方針が県営住宅の設置目的に合致しているか	20
	(2)県民へのサービスについての考え方	入居者及び入居希望者に対して公平・公正なサービスがなされるか	20
		三重県が重点的に推進する施策を理解し、指定管理者の立場から県施策の実現に取り組む姿勢が感じられるか（各項目5点×4項目）	20
	(3)県が進める施策の実現に関する取組		80
小 計		80	
2 管理業務の実施方針	(1)管理体制	①管理業務にかかる組織体制は、業務仕様書等で定める業務水準を満たしているか	20
		②団地管理（巡回を含む）の方法及び体制 ③入居関係手続きの窓口対応について、業務仕様書等で定める業務水準を満たす方法・体制は確立されているか	20
	(2)職員の配置計画	業務遂行に当たって、適材適所に適正な人数が配置されているか	20
	(3)職員の研修計画	人材育成方針及び研修計画は適切であるか	20
	(4)管理業務の実施方針	①入居者の要望、苦情処理対応について、処理マニュアル等が確立されているか	20
		②生活弱者について理解しているか、また、その対応等が確立されているか	20
		③不法入居者に対する取り締まり体制、対象者の発見及び指導、県への報告（協力）体制が確立されているか	20
		④入居募集対策修繕について、入居率の向上のために、修繕期間の短縮等様々な工夫がなされているか	20
		⑤公営住宅管理システムデータのセキュリティ管理は十分か ア 外部への情報漏洩の防止 イ データの扱いに関する職員への周知・教育	20
		⑥修繕・保守管理経費の縮減策について、最小の費用で最大の効果が計られる工夫がなされているか	20
⑦修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針は確立されているか		20	

審 査 基 準			配点	
大項目	事業計画書の項目	評 価 基 準		
	(5)入居者サービス向上策	入居者への利便性の向上に資する新しいサービスの提供を示しているか	20	
	(6)個人情報等の取扱	個人情報の保護・情報公開に対する考え方と取組は適切なものであるか	20	
	(7)緊急時の対応・対策	①夜間・休日における対応・体制は適切であるか	20	
		②災害時における対応・体制は適切であるか	20	
	(8)その他の提案	①業務に関する提案		10
		②県が提起する課題の解決方法	ア 外国人について	20
			イ 孤立死について	20
小 計			350	
3 申請者の状況	(1)申請団体の概要	応募者の組織全体の中で、指定管理業務に参入した場合の経営的余裕状況に問題はないか	10	
	(2)経営状況表	①手元流動比率 何か月分の売上相当現金と現金等価物があるかを図る尺度。多いほどよい	10	
		②固定比率 100%以下であること	10	
		③自己資本比率 多いほどよい	10	
		④流動比率 100%以上で当面の支払能力あり	10	
	小 計			50
4 管理業務の経費見積	(1)管理費関係経費見積 (2)維持・修繕費関係経費見積	県が示す指定管理料提案額に対し、経費削減の工夫がなされているかどうか	100	
	小 計			100
配 点 合 計			580	

※ 委員会では上記に示す審査項目について事業計画書等の審査を行います。但し、「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅管理業務仕様書」で示す管理水準を満足する者がいない場合等は、今回の公募における候補者の選定は行わないこととします。

事業計画書の要旨

申請者名	鈴鹿亀山不動産事業協同組合	
管理業務基本方針	<p>鈴鹿亀山不動産事業協同組合は地元企業の組合員 88 社と賛助会員 36 社で構成し、現在、県営住宅北勢ブロックの指定管理者であり、鈴鹿市の市営住宅の管理も受託しております。これらの実績を生かし「県営住宅の健全かつ専門的な運営管理」「安全・安心で快適な施設環境の提供」「地域に密着した地元企業による迅速できめ細かいサービス提供」を実現するため、県の認可団体である当組合が主体となって高い公共性や透明性を持った管理運営を行い、入居者の安心、安全、満足度の向上を目指します。県営住宅は安全で快適な住環境を提供することはもちろん、公平性・平等性、法令遵守、行政に準じた業務執行など、公の視点に立って次の方針において管理運営を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の設置目的を達成する運営管理 ・ 人権を尊重し、すべての入居者に公平で平等な運営管理 ・ コンプライアンスに忠実な運営管理 ・ 高い管理水準を確保し、かつ、経費の削減を図る ・ 行政に準じた業務執行 	
管理業務実施方針	管理体制及び職員に関する計画	<p>管理事務所には職員 11 名を配置し、電話対応、窓口業務、団地巡回に当たりますが、全職員が何らかの形で全団地に携わる「faceTo face」を基本に業務を実施します。職員には有資格者等「宅建主任者(5名)、一級建築士(4名)、二級建築士(1名)、ポルトガル語・スペイン語通訳(1名)」が在籍し専門的な対応を実施します。</p> <p>電話対応、窓口業務は「接遇マニュアル」を基本に対応し、案件ごとに「対応票」を作成し、情報共有を図ります。</p> <p>団地巡回は月三回の「定期巡回」と目的別の「個別巡回」に分けて実施し、現場確認や情報収集に努めます。</p> <p>入居関係手続きの窓口対応は親切丁寧な説明を基本とし、見やすくわかりやすい資格審査資料やチェックリストを配布し対応します。</p>
	管理業務に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の要望、苦情処理に係る対応 ご意見はがき、相談窓口、アンケート調査、ヒアリング調査で入居者のご意見、ご要望等を積極的に収集すると共に適切な苦情対応を行います ・ 生活弱者への対応 県営住宅では生活弱者への特別な配慮が求められており、その設置目的を十分に理解し、入居者が安心して暮らせる住環境を安定的かつ継続的に提供します ・ 不法入居者に対する対応 現在は団地巡回や入居者からの通報等に基づき発見、事実確認、指導に取り組んでおり、今後も必ず県に報告し、県の指示のもと面談等の実施や是正措置の指導を行います ・ 入居者募集対策修繕の工夫 組合員、賛助会員の高い技術・経験・ノウハウを最大限に活用すると共に、有資格者である職員が万全の体制で施工

		<p>管理・検査を実施します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅管理システムのデータセキュリティ管理 統括保護管理者を設置し、職員研修を実施すると共に情報管理マニュアルを作成・活用します ・修繕・保守管理経費の縮減策 適切で厳正な入札の実施、修繕履歴書の作成・活用、予防保全、最新技術の導入等により修繕・保守管理費を縮減します ・修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針 現在も安全管理には最大限の力を注いでおりますが、次期指定管理ではより一層の安全水準を実現します 					
	<p>入居者に関する計画 (サービス向上) (個人情報取扱) (緊急対応・対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者に関する計画 (サービス向上) サービスの向上は指定管理者制度が導入された大きな目的であり、過去5年間の実績を最大限に活用し入居者の満足度向上に努めます。また、入居者の皆様に更なるサービス向上を図るため「業務時間の予約制延長」「広報紙の発行」「防災訓練の継続実施」「駐車ステッカーの作成配布」を実施します。 (個人情報取扱) 入居者の収入や家族構成などの個人情報を「お客様の重要な財産を預かっている」との認識のもと流出防止や適正な取得、目的外利用の原則禁止などを徹底します。また、県の情報公開に積極的に協力すると共に、積極的な情報発信に努めます。 (緊急対応・対策) 夜間・休日は5年間の実績がある(株)日立ビルシステムの夜間・休日サポートシステムを利用し、迅速な対応をします。また、火災や大規模地震などの災害発生時には入居者の安全確保を最優先に、迅速かつ適正な対応をします。このため普段から緊急体制の整備、緊急対応マニュアルの作成活用、防災勉強会の実施、防災用品物資の常備などに努めます。 					
収支計画 (千円)	年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
	収入計 (指定管理料)	203,237	207,137	207,158	196,885	205,929	
	支出計	203,237	207,137	207,158	196,885	205,929	
	内 訳	人件費	25,912	25,912	25,912	25,912	25,912
		一般管理費・事務費	3,134	3,134	3,134	3,134	3,134
		入居者募集修繕費・住替修繕費	61,320	61,320	61,320	61,320	61,320
		一般修繕費	37,800	37,800	37,800	37,800	37,800
計画修繕費		46,830	53,424	55,650	38,640	57,151	
維持・点検費等その他	28,241	25,547	23,342	30,079	20,612		

事業計画書の要旨

申請者名	伊賀南部不動産事業協同組合	
管理業務基本方針	<p>伊賀南部不動産事業協同組合は地元企業の組合員 26 社と賛助会員 32 社で構成し、現在、県営住宅中勢ブロックの指定管理者であり、名張市の市営住宅の管理も受託しております。これらの実績を生かし「県営住宅の健全かつ専門的な運営管理」「安全・安心で快適な施設環境の提供」「地域に密着した地元企業による迅速できめ細かいサービス提供」を実現するため、県の認可団体である当組合が主体となって高い公共性や透明性を持った管理運営を行い、入居者の安心、安全、満足度の向上を目指します。県営住宅は安全で快適な住環境を提供することはもちろん、公平性・平等性、法令遵守、行政に準じた業務執行など、公の視点に立って次の方針において管理運営を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の設置目的を達成する運営管理 ・ 人権を尊重し、すべての入居者に公平で平等な運営管理 ・ コンプライアンスに忠実な運営管理 ・ 高い管理水準を確保し、かつ、経費の削減を図る ・ 行政に準じた業務執行 	
管理業務実施方針	管理体制及び職員に関する計画	<p>管理事務所には職員 8 名を配置し、電話対応、窓口業務、団地巡回に当たりますが、全職員が何らかの形で全団地に携わる「faceTo face」を基本に業務を実施します。職員には有資格者等「宅建主任者(1 名)、一級建築士(1 名)、ポルトガル語・スペイン語通訳(1 名)」が在籍し専門的な対応を実施します。</p> <p>電話対応、窓口業務は「接遇マニュアル」を基本に対応し、案件ごとに「対応票」を作成し、情報共有を図ります。</p> <p>団地巡回は月三回の「定期巡回」と目的別の「個別巡回」に分けて実施し、現場確認や情報収集に努めます。</p> <p>入居関係手続きの窓口対応は親切丁寧な説明を基本とし、見やすくわかりやすい資格審査資料やチェックリストを配布し対応します。</p>
	管理業務に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の要望、苦情処理に係る対応 <ul style="list-style-type: none"> ご意見はがき、相談窓口、アンケート調査、ヒアリング調査で入居者のご意見、ご要望等を積極的に収集すると共に適切な苦情対応を行います ・ 生活弱者への対応 <ul style="list-style-type: none"> 県営住宅では生活弱者への特別な配慮が求められており、その設置目的を十分に理解し、入居者が安心して暮らせる住環境を安定的かつ継続的に提供します ・ 不法入居者に対する対応 <ul style="list-style-type: none"> 現在は団地巡回や入居者からの通報等に基づき発見、事実確認、指導に取り組んでおり、今後も必ず県に報告し、県の指示のもと面談等の実施や是正措置の指導を行います ・ 入居者募集対策修繕の工夫 <ul style="list-style-type: none"> 組合員、賛助会員の高い技術・経験・ノウハウを最大限に活用すると共に、有資格者である職員が万全の体制で施工管理・検査を実施します

		<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅管理システムのデータセキュリティ管理 統括保護管理者を設置し、職員研修を実施すると共に情報管理マニュアルを作成・活用します ・修繕・保守管理経費の縮減策 適切で厳正な入札の実施、修繕履歴書の作成・活用、予防保全、最新技術の導入等により修繕・保守管理費を縮減します ・修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針 現在も安全管理には最大限の力を注いでおりますが、次期指定管理ではより一層の安全水準を実現します
	<p>入居者に関する計画 (サービス向上) (個人情報取扱) (緊急対応・対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者に関する計画 (サービス向上) サービスの向上は指定管理者制度が導入された大きな目的であり、過去5年間の実績を最大限に活用し入居者の満足度向上に努めます。また、入居者の皆様に更なるサービス向上を図るため「業務時間の予約制延長」「広報紙の発行」「防災訓練の継続実施」「駐車ステッカーの作成配布」を実施します。 (個人情報取扱) 入居者の収入や家族構成などの個人情報を「お客様の重要な財産を預かっている」との認識のもと流出防止や適正な取得、目的外利用の原則禁止などを徹底します。また、県の情報公開に積極的に協力すると共に、積極的な情報発信に努めます。 (緊急対応・対策) 夜間・休日は5年間の実績がある㈱日立ビルシステムの夜間・休日サポートシステムを利用し、迅速な対応をします。また、火災や大規模地震などの災害発生時には入居者の安全確保を最優先に、迅速かつ適正な対応をします。このため普段から緊急体制の整備、緊急対応マニュアルの作成活用、防災勉強会の実施、防災用品物資の常備などに努めます。

		年 度					
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
収 支 計 画 (千 円)	収入計 (指定管理料)	243,699	241,560	245,749	236,299	242,673	
	支出計	240,995	240,059	244,229	234,317	242,673	
	内 訳	人件費	28,117	28,117	28,117	28,117	28,117
		一般管理費・事務費	4,789	4,789	4,789	4,789	4,789
		入居者募集修繕費・住替修繕費	72,240	72,240	72,240	72,240	72,240
		一般修繕費	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
		計画修繕費	15,540	33,504	38,220	31,395	31,288
		維持・点検費等その他	67,809	48,909	48,363	45,276	53,739

事業計画書の要旨

申請者名	三重県南勢地区管理事業共同体
管理業務基本方針	<p>三重県南勢地区管理事業共同体は地元企業の組合員 138 社と賛助会員 23 社で構成し、現在、県営住宅南勢ブロック・東紀州ブロックの指定管理者を受託しております。これらの実績を生かし「県営住宅の健全かつ専門的な運営管理」「安全・安心で快適な施設環境の提供」「地域に密着した地元企業による迅速できめ細かいサービス提供」を実現するため、県の認可団体である当共同体が主体となって高い公共性や透明性を持った管理運営を行い、入居者の安心、安全、満足度の向上を目指します。県営住宅は安全で快適な住環境を提供することはもちろん、公平性・平等性、法令遵守、行政に準じた業務執行など、公の視点に立って次の方針において管理運営を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の設置目的を達成する運営管理 ・ 人権を尊重し、すべての入居者に公平で平等な運営管理 ・ コンプライアンスに忠実な運営管理 ・ 高い管理水準を確保し、かつ、経費の削減を図る ・ 行政に準じた業務執行
管理業務実施方針	<p>管理事務所には職員 6 名を配置し、電話対応、窓口業務、団地巡回に当たりますが、全職員が何らかの形で全団地に携わる「faceTo face」を基本に業務を実施します。職員には有資格者等「宅建主任者(1 名)、一級建築士(1 名)、ポルトガル語・スペイン語通訳(1 名)」が在籍し専門的な対応を実施します。電話対応、窓口業務は「接遇マニュアル」を基本に対応し、案件ごとに「対応票」を作成し、情報共有を図ります。団地巡回は月四回の「定期巡回」と目的別の「個別巡回」に分けて実施し、現場確認や情報収集に努めます。入居関係手続きの窓口対応は親切丁寧な説明を基本とし、見やすくわかりやすい資格審査資料やチェックリストを配布し対応します。</p>
管理業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の要望、苦情処理に係る対応 ご意見はがき、相談窓口、アンケート調査、ヒアリング調査で入居者のご意見、ご要望等を積極的に収集すると共に適切な苦情対応を行います。 ・ 生活弱者への対応 県営住宅では生活弱者への特別な配慮が求められており、その設置目的を十分に理解し、入居者が安心して暮らせる住環境を安定的かつ継続的に提供します ・ 不法入居者に対する対応 現在は団地巡回や入居者からの通報等に基づき発見、事実確認、指導に取り組んでおり、今後も必ず県に報告し、県の指示のもと面談等の実施や是正措置の指導を行います ・ 入居者募集対策修繕の工夫 組合員、賛助会員の高い技術・経験・ノウハウを最大限に活用すると共に、有資格者である職員が万全の体制で施工管理・検査を実施します
	管理業務に関する計画

		<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅管理システムのデータセキュリティ管理 統括保護管理者を設置し、職員研修を実施すると共に情報管理マニュアルを作成・活用します ・修繕・保守管理経費の縮減策 適切で厳正な入札の実施、修繕履歴書の作成・活用、予防保全、最新技術の導入等により修繕・保守管理費を縮減します ・修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針 現在も安全管理には最大限の力を注いでおりますが、次期指定管理ではより一層の安全水準を実現します
	<p>入居者に関する計画 (サービス向上) (個人情報取扱) (緊急対応・対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者に関する計画 (サービス向上) サービスの向上は指定管理者制度が導入された大きな目的であり、過去5年間の実績を最大限に活用し入居者の満足度向上に努めます。また、入居者の皆様に更なるサービス向上を図るため「業務時間の予約制延長」「広報紙の発行」「防災訓練の継続実施」「駐車ステッカーの作成配布」を実施します。 (個人情報取扱) 入居者の収入や家族構成などの個人情報を「お客様の重要な財産を預かっている」との認識のもと流出防止や適正な取得、目的外利用の原則禁止などを徹底します。また、県の情報公開に積極的に協力すると共に、積極的な情報発信に努めます。 (緊急対応・対策) 夜間・休日は5年間の実績がある(株)日立ビルシステムの夜間・休日サポートシステムを利用し、迅速な対応をします。また、火災や大規模地震などの災害発生時には入居者の安全確保を最優先に、迅速かつ適正な対応をします。このため普段から緊急体制の整備、緊急対応マニュアルの作成活用、防災勉強会の実施、防災用品物資の常備などに努めます。

年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収支計画 (千円)	収入計 (指定管理料)	92,617	95,525	102,267	82,705	72,174
	支出計	91,567	94,927	101,637	82,705	72,174
	内訳					
	人件費	13,242	13,242	13,242	13,242	13,242
	一般管理費・事務費	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417
	入居者募集修繕費・住替修繕費	31,080	31,080	31,080	31,080	31,080
	一般修繕費	11,756	11,756	11,756	11,756	11,756
	計画修繕費	13,020	12,075	17,325	7,938	0
	維持・点検費等その他	21,052	25,357	26,817	17,272	14,679

事業計画書の要旨

申請者名	三重県南勢地区管理事業共同体	
管理業務基本方針	<p>三重県南勢地区管理事業共同体は地元企業の組合員 138 社と賛助会員 23 社で構成し、現在、県営住宅南勢ブロック・東紀州ブロックの指定管理者を受託しております。これらの実績を生かし「県営住宅の健全かつ専門的な運営管理」「安全・安心で快適な施設環境の提供」「地域に密着した地元企業による迅速できめ細かいサービス提供」を実現するため、県の認可団体である当共同体が主体となって高い公共性や透明性を持った管理運営を行い、入居者の安心、安全、満足度の向上を目指します。県営住宅は安全で快適な住環境を提供することはもちろん、公平性・平等性、法令遵守、行政に準じた業務執行など、公の視点に立って次の方針において管理運営を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の設置目的を達成する運営管理 ・ 人権を尊重し、すべての入居者に公平で平等な運営管理 ・ コンプライアンスに忠実な運営管理 ・ 高い管理水準を確保し、かつ、経費の削減を図る ・ 行政に準じた業務執行 	
管理業務実施方針	<p>管理事務所には職員 6 名を配置し、電話対応、窓口業務、団地巡回に当たりますが、全職員が何らかの形で全団地に携わる「faceTo face」を基本に業務を実施します。職員には有資格者等「宅建主任者(1 名)、一級建築士(1 名)、ポルトガル語・スペイン語通訳(1 名)」が在籍し専門的な対応を実施します。</p> <p>電話対応、窓口業務は「接遇マニュアル」を基本に対応し、案件ごとに「対応票」を作成し、情報共有を図ります。</p> <p>団地巡回は月四回の「定期巡回」と目的別の「個別巡回」に分けて実施し、現場確認や情報収集に努めます。</p> <p>入居関係手続きの窓口対応は親切丁寧な説明を基本とし、見やすくわかりやすい資格審査資料やチェックリストを配布し対応します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の要望、苦情処理に係る対応 <ul style="list-style-type: none"> ご意見はがき、相談窓口、アンケート調査、ヒアリング調査で入居者のご意見、ご要望等を積極的に収集すると共に適切な苦情対応を行います ・ 生活弱者への対応 <ul style="list-style-type: none"> 県営住宅では生活弱者への特別な配慮が求められており、その設置目的を十分に理解し、入居者が安心して暮らせる住環境を安定的かつ継続的に提供します ・ 不法入居者に対する対応 <ul style="list-style-type: none"> 現在は団地巡回や入居者からの通報等に基づき発見、事実確認、指導に取り組んでおり、今後も必ず県に報告し、県の指示のもと面談等の実施や是正措置の指導を行います ・ 入居者募集対策修繕の工夫 <ul style="list-style-type: none"> 組合員、賛助会員の高い技術・経験・ノウハウを最大限に活用すると共に、有資格者である職員が万全の体制で施工管理・検査を実施します
	<p>管理業務に関する計画</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅管理システムのデータセキュリティ管理 統括保護管理者を設置し、職員研修を実施すると共に情報管理マニュアルを作成・活用します ・修繕・保守管理経費の縮減策 適切で厳正な入札の実施、修繕履歴書の作成・活用、予防保全、最新技術の導入等により修繕・保守管理費を縮減します ・修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針 現在も安全管理には最大限の力を注いでおりますが、次期指定管理ではより一層の安全水準を実現します
	<p>入居者に関する計画 (サービス向上) (個人情報取扱) (緊急対応・対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者に関する計画 (サービス向上) サービスの向上は指定管理者制度が導入された大きな目的であり、過去5年間の実績を最大限に活用し入居者の満足度向上に努めます。また、入居者の皆様に更なるサービス向上を図るため「業務時間の予約制延長」「広報紙の発行」「防災訓練の継続実施」「駐車ステッカーの作成配布」を実施します。 (個人情報取扱) 入居者の収入や家族構成などの個人情報を「お客様の重要な財産を預かっている」との認識のもと流出防止や適正な取得、目的外利用の原則禁止などを徹底します。また、県の情報公開に積極的に協力すると共に、積極的な情報発信に努めます。 (緊急対応・対策) 夜間・休日は5年間の実績がある(株)日立ビルシステムの夜間・休日サポートシステムを利用し、迅速な対応をします。また、火災や大規模地震などの災害発生時には入居者の安全確保を最優先に、迅速かつ適正な対応をします。このため普段から緊急体制の整備、緊急対応マニュアルの作成活用、防災勉強会の実施、防災用品物資の常備などに努めます。

年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収支計画 (千円)	収入計(指定管理料)	31,146	26,063	24,119	30,997	25,778
	支出計	30,722	25,892	24,119	30,997	25,778
	内訳					
	人件費	2,712	2,712	2,712	2,712	2,712
	一般管理費・事務費	294	294	294	294	294
	入居者募集修繕費・住替修繕費	7,560	7,560	7,560	7,560	7,560
	一般修繕費	6,405	6,405	6,405	6,405	6,405
計画修繕費	9,660	4,830	0	9,660	4,830	
維持・点検費等その他	4,091	4,091	7,148	4,366	3,977	

審議会等の審議状況（平成25年6月4日～平成25年9月12日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成25年6月24日
3 委員	委員長 葛葉 泰久 委員 岩田 俊二 他4名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価の審議について 次の県事業について審議が行われた。 1 公共事業再評価実施事業 ○河川総合開発事業 ・鳥羽河内ダム
5 調査審議結果	事業継続が了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成25年7月23日
3 委員	委員長 葛葉 泰久 副委員長 安食 和宏 他6名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価の審議について 次の県事業について審議が行われた。 1 公共事業再評価実施事業 ○河川事業 ・二級河川員弁川 ・二級河川堀切川 ・一級河川椋川 ・一級河川木津川
5 調査審議結果	事業継続が了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成25年8月23日
3 委員	委員長 葛葉 泰久 副委員長 安食 和宏 他8名
4 諮問事項	<p>三重県公共事業再評価及び事後評価の審議について 次の県事業について審議が行われた。</p> <p>1 公共事業再評価実施事業</p> <p>○河川事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二級河川志登茂川 ・二級河川安濃川 ・二級河川三渡川 ・二級河川百々川 ・一級河川五十鈴川 ・一級河川桧尻川 ・一級河川大内山川 <p>2 公共事業事後評価実施事業</p> <p>○砂防等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神園地区
5 調査審議結果	<p>1 公共事業再評価実施事業 事業継続が了承された。</p> <p>2 公共事業事後評価実施事業 評価結果の妥当性が認められた。</p>
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成25年9月10日
3 委員	委員長 葛葉 泰久 副委員長 安食 和宏 他4名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価及び事後評価の審議について 次の県事業について審議が行われた。 1 公共事業再評価実施事業 ○河川事業 ・二級河川志原川 ○海岸高潮対策事業 ・磯津地区海岸 ・井田地区海岸 ○公園事業 ・北勢中央公園 2 公共事業事後評価実施事業 ○街路事業 ・朝日中央線
5 調査審議結果	1 公共事業再評価実施事業 事業継続が了承された。 2 公共事業事後評価実施事業 評価結果の妥当性が認められた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県流域下水道施設指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成25年9月6日
3 委員	委員長 田中 正明 委員長代理 矢野 知宏 他3名
4 諮問事項	指定管理者の選定にかかる審査基準について
5 調査審議結果	審査基準が決定された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	平成25年7月22日
3 委員	会長 藤田 素弘 委員 鶴田 利恵 他22名
4 諮問事項	1 鳥羽都市計画道路の変更 都市計画道路の役割を整理し、必要性を検証した結果、「3・3・1号国道167号線」のうち、延長約480mの区間において、幅員を23.0mから20.0mに、また、延長約1,200mの区間において、幅員を16.0mから12.0mに変更する。 2 明和都市計画区域における建築基準法第22条第1項の規定による区域の変更 史跡斎宮跡東部整備事業を実施するため、建築基準法第22条第1項の規定に基づき指定した建築物の屋根の構造を制限する区域の指定を一部解除する。
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成25年7月19日
3 委員	委員長 中島 喜代子 委員長代理 黒田 幹雄 他3名
4 諮問事項	指定管理者の選定にかかる審査基準及び配点について
5 調査審議結果	審査基準及び配点が決定された。
6 備考	